

## **[事案 29-86] 配当金支払確認請求**

・平成 29 年 9 月 28 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

設計書に記載された年金額または募集人が説明した年金額の年金支払請求権があることの確認を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 2 年 7 月に契約した個人年金保険について、設計書には、将来の年金受取累計額が記載されており、また、募集人からも、同累計額は目安であるが、これに近い金額になるとの説明を受けて契約したので、設計書に記載されたとおりの、または、募集人が説明したとおりの年金支払請求権があることを確認してほしい。

### **<保険会社の主張>**

保険契約は、約款を契約内容として成立しており、設計書の記載や募集人の説明内容が契約内容になるものではないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するために、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人は、既に退職しており、連絡先も不明であったため、事情聴取は行えなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、設計書に記載された年金額または募集人が説明したと申立人が主張する年金額が契約内容になっているとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。